

議案第3号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない

専決処分第 9 号

階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

階上町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成 30 年階上町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改め、「償却資産」の次に「(所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。